

ID: 227

担当部署: 都市整備課

処分の概要	駐車場の使用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町営住宅管理条例 第54条		
例規番号	平成9年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第54条及び第55条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第54条 駐車場を使用しようとする者は、町長の許可を得なければならない。 (使用者の資格)</p> <p>第55条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 町営住宅の入居者又は同居者であること。 (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。 (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。 (4) 第40条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日